

## 新旧対照表

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>利用規約</b></p> <p>本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する暗号資産取引所その他の当社が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただくための規約であり、本サービスの利用者の遵守すべき事項及び当社と利用者との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p>本サービスを利用者としてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願い申し上げます。</p> <p><b>第1条（適用範囲）</b></p> <p>1. 本規約は、本サービス（第2条に定義します。以下同じ。）の利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者（第2条第7項に定義します。以下同じ。）による本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>利用規約</b></p> <p>本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、オーケーコイン・ジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する仮想通貨取引所その他の当社が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただくための規約であり、本サービスの利用者の遵守すべき事項及び当社と利用者との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p>本サービスを利用者としてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願い申し上げます。</p> <p><b>第1条（適用範囲）</b></p> <p>1. 本規約は、本サービス（第2条に定義します。以下同じ。）の利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者（第2条第6項に定義します。以下同じ。）による本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

## 第2条（定義）

1. 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含み、以下、「資金決済法」といいます。）第2条第5項で規定する「暗号資産」を意味します。

（略）

3. 「本サービス」とは、当社ウェブサイトにおいて提供される、利用者間で暗号資産の売買又は交換をする場を提供するサービス、これに関して当社が別途定める利用者の金銭又は暗号資産の管理をするサービス、その他関連するサービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

4. 「本アカウント」とは、利用者が保有する金銭並びに暗号資産及び利用者が本サービスを利用して取引をするための金銭並びに暗号資産を当社が管理するために、第4条に定める方法により開設した取引口座を意味します。

（略）

13. 「暗号資産関係情報」とは、当社が取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産又は当社に関する未公表（利用者の全てが容易に知りうる状態に置かれていないことをいう。）の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるものを意味します。

## 第2条（定義）

1. 「仮想通貨」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含み、以下、「資金決済法」といいます。）第2条第5項で規定する「仮想通貨」を意味します。

（略）

3. 「本サービス」とは、当社ウェブサイトにおいて提供される、利用者間で仮想通貨の売買又は交換をする場を提供するサービス、これに関して当社が別途定める利用者の金銭又は仮想通貨の管理をするサービス、その他関連するサービス（理由を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

4. 「本アカウント」とは、利用者が保有する金銭並びに仮想通貨及び利用者が本サービスを利用して取引をするための金銭並びに仮想通貨を当社が管理するために、第4条に定める方法により開設した取引口座を意味します。

（略）

13. 「~~内部者~~」とは、~~その職務（仕事）や地位により、仮想通貨関連取引の判断に大きな影響を及ぼす可能性のある情報を取得できる環境にある方を指します。具体的には、以下の（1）～（7）のいずれかに該当する場合、内部者に該当します。~~

~~（1）当社が取り扱う仮想通貨の発行者及び管理者~~

~~（2）（1）の者の関係会社（「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める意味をいう。）~~

~~（3）（1）及び（2）に掲げる者の主要株主~~

~~（4）（1）及び（2）に掲げる者の役員~~

~~（5）（4）に掲げる者でなくなった後1年以内の者~~

14. 「情報取得者」とは、利用者からの申告又は当社が入手した情報により、暗号資産関係情報を保有する者として特定された者を意味します。

### 第3条（利用者について）

1. 20歳未満の方が本サービスを利用するにあたり、保護者の同意書、親権者の本人確認書類が必要となります。
2. 法令等に基づき日本国内に銀行口座を保有すること又は暗号資産取引が許容されていない国又は法域に居住又は所在される方は、本サービスを利用することはできません。

### 第4条（本アカウントの開設）

（略）

4. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本アカウントの開設を拒否することができるものとします。

（略）

- (3) 利用希望者が未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人のいずれかであり、本アカウントの開設について保護者、法定代理人、後見人、補佐人又は補助人の同意等を得ていない場合

（略）

- (5) 第16条又は第24条に掲げる行為を行っている又は行ったことがあると当社が判断した場合

- (6)-(4)に掲げる者の配偶者及び同居者  
(7)-(1)及び(2)に掲げる者の従業者  
(新設)

### 第3条（利用者について）

1. 20歳未満の方が本サービスを利用するにあたり、親権者の同意書、親権者の本人確認書類が必要となります。
2. 法令等に基づき日本国内に銀行口座を保有すること又は仮想通貨取引が許容されていない国又は法域に居住又は所在される方は、本サービスを利用することはできません。

### 第4条（本アカウントの開設）

（略）

4. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本アカウントの開設を拒否することができるものとします。

（略）

- (3) 利用希望者が未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人のいずれかであり、本アカウントの開設について法定代理人、後見人、補佐人又は補助人の同意等を得ていない場合

（略）

- (5) 第16条又は第23条に掲げる行為を行っている又は行ったことがあると当社が判断した場合

(略)

## 第7条 (本アカウントの利用)

(略)

2. 利用者は、本アカウントの利用にあたり、本規約、当社ウェブサイト上で提供する説明書面、リスクその他の情報等を熟読し、暗号資産の売買を含む本サービスの内容、仕組み及びリスク等を理解の上、自らの判断と責任において利用を行うことを承諾するものとします。

3. 利用者は、当社所定の方法により、本アカウントへの金銭の入金及び暗号資産の預入を行い、本サービスを利用することができます。

4. 当社は、利用者の求めにより、本アカウントにおいて管理されている金銭又は暗号資産の払戻しに応じます。

5. 金銭の入金及び払戻し並びに暗号資産の預入及び払戻しの上限は、それぞれ別途当社の定めるところによるものとします。

6. 利用者からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されない場合、当社は、当該利用者に通知したうえで、当該利用者の承諾を得ることなく、当該金銭について、第4項に基づき利用者が指定する預金口座に振り込む方法により、利用者に対し払戻しを行う権利を有するものとします。

7. 利用者からお預かりした暗号資産のハードフォーク等により新たな暗号資産が生じた場合、当社が別途定める「計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応指針」に基づき対応するものとします。

## 第8条 (暗号資産の現物取引)

1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下のとおりです。

(1) 利用者は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類、数量、価格の決定

(略)

## 第7条 (本アカウントの利用)

(略)

2. 利用者は、本アカウントの利用にあたり、本規約、当社ウェブサイト上で提供する説明書面、リスクその他の情報等を熟読し、仮想通貨の売買を含む本サービスの内容、仕組み及びリスク等を理解の上、自らの判断と責任において利用を行うことを承諾するものとします。

3. 利用者は、当社所定の方法により、本アカウントへの金銭の入金及び仮想通貨の預入を行い、本サービスを利用することができます。

4. 当社は、利用者の求めにより、本アカウントにおいて管理されている金銭又は仮想通貨の払戻しに応じます。

5. 金銭の入金及び払戻し並びに仮想通貨の預入及び払戻しの上限は、それぞれ別途当社の定めるところによるものとします。

6. 利用者からお預かりした金銭が、長期間にわたり仮想通貨の売買等のために使用されない場合、当社は、当該利用者に通知したうえで、当該利用者の承諾を得ることなく、当該金銭について、第4項に基づき利用者が指定する預金口座に振り込む方法により、利用者に対し払戻しを行う権利を有するものとします。

7. 利用者からお預かりした仮想通貨のハードフォーク等により新たな仮想通貨が生じた場合、当社が別途定める「計画されたハードフォーク及び新仮想通貨への当社対応指針」に基づき対応するものとします。

## 第8条 (仮想通貨の現物取引)

1. 本サービスのうち、仮想通貨の現物取引の利用条件は以下のとおりです。

(1) 利用者は、当社が定める方法に従って、仮想通貨の種類、数量、価格の決定

方法を指定した上で、暗号資産の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。

(2) 暗号資産の売買価格及び売買数量は、利用者の指図に従い当社所定の方法によって提示される価格及び数量と、取引の相手方が提示した価格及び数量の合致により決定されます。利用者の注文内容及び注文受付後の相場変動等により、利用者の指定した価格と実際の約定価格との間に差異が生じることがありますが、当該差異に関し、当社は一切の責任を負いません。

(3) 前号の規定により売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に暗号資産の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。利用者は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

2. 前項の規定にかかわらず、暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

3. 当社は、暗号資産の価格の急激な変動、システム障害その他の状況により、利用者保護のために必要と判断する場合には、当社の裁量によって、利用者に事前に通知することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。

(1) 本サービスの一時的な停止

(2) 利用者からの注文の受付の停止

(3) 利用者が既に行った注文の取消

方法を指定した上で、仮想通貨の購入又は売却の注文をすることにより、他の利用者との間で、仮想通貨の現物取引を行うことができます。

(2) 仮想通貨の売買価格及び売買数量は、利用者の指図に従い当社所定の方法によって提示される価格及び数量と、取引の相手方が提示した価格及び数量の合致により決定されます。利用者の注文内容及び注文受付後の相場変動等により、利用者の指定した価格と実際の約定価格との間に差異が生じることがありますが、当該差異に関し、当社は一切の責任を負いません。

(3) 前号の規定により売買価格及び売買数量が決定した時点で、即時に仮想通貨の売買契約が、当該決定された価格及び数量において成立したものとみなします。利用者は、当該契約が成立した時点以降、当該注文を撤回又は変更することはできません。

2. 前項の規定にかかわらず、仮想通貨の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に仮想通貨の売買取引が成立し、仮想通貨の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に仮想通貨の売買取引が成立します。成行注文による売買が成立した時点以降は当該注文を撤回又は変更することはできません。

3. 当社は、仮想通貨の価格の急激な変動、システム障害その他の状況により、利用者保護のために必要と判断する場合には、当社の裁量によって、利用者に事前に通知することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。

(1) 本サービスの一時的な停止

(2) 利用者からの注文の受付の停止

(3) 利用者が既に行った注文の取消

(4)暗号資産の市場レートから乖離した異常なレートで成立した取引の取消又は実勢レートへの修正

## 第9条（手数料及び支払方法）

（略）

2. 手数料の支払は、原則として利用者から預託を受けた金銭または暗号資産によるものとし、当社が本アカウントから引き落とす方法により行うものとします。

（略）

4. 利用者が当社所定の期日までに必要な代金又は料金等を支払わず、利用者の当社への債務が存続する場合、当社は当該債務と利用者の当社に対する一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、事前通知なしにいつでも相殺することができるものとします。この場合、当社は、事前通知なしに当社の任意のタイミングで、利用者の金銭又は暗号資産の払出指示を取消すこと、注文を取消すこと、保有資産を処分すること、残存する建玉を反対売買等により決済すること、当社任意のレートで通貨を転換すること等、必要であると当社が判断する処理ができるものとします。相殺及び当該処理により発生した損失等について当社は責任を負いません。

5. 前項による相殺の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、利率、料率及び外国通貨又は暗号資産の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。また、当社に対する債務の弁済又は相殺の場合において、利用者の債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

(4)仮想通貨の市場レートから乖離した異常なレートで成立した取引の取消又は実勢レートへの修正

## 第9条（手数料及び支払方法）

（略）

2. 手数料の支払は、原則として利用者から預託を受けた金銭または仮想通貨によるものとし、当社が本アカウントから引き落とす方法により行うものとします。

（略）

4. 利用者が当社所定の期日までに必要な代金又は料金等を支払わず、利用者の当社への債務が存続する場合、当社は当該債務と利用者の当社に対する一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、事前通知なしにいつでも相殺することができるものとします。この場合、当社は、事前通知なしに当社の任意のタイミングで、利用者の金銭又は仮想通貨の払出指示を取消すこと、注文を取消すこと、保有資産を処分すること、残存する建玉を反対売買等により決済すること、当社任意のレートで通貨を転換すること等、必要であると当社が判断する処理ができるものとします。相殺及び当該処理により発生した損失等について当社は責任を負いません。

5. 前項による相殺の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、利率、料率及び外国通貨又は仮想通貨の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。また、当社に対する債務の弁済又は相殺の場合において、利用者の債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

## 第 10 条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の預入及び引出）

1. 利用者の本アカウントへの金銭の入金は、銀行その他の預金等取扱金融機関の利用者名義の口座から当社指定の銀行口座への円貨による振込により行うものとします。

2. 事由の如何を問わず、金銭又は暗号資産の入金は、利用者の振込その他の手続の完了時点ではなく、当社がその金銭又は暗号資産を確認の上、受入れた時点をもって入金されたものとします。

3. 利用者が当社指定の銀行口座に対して行った送金の着金を当社が確認した後は、入金内容の訂正及び取消はできないものとします。

（略）

6. 利用者の当社への暗号資産の送付による本アカウントへの預入は、当社指定のアドレスに対して暗号資産を送付することにより行うものとします。

7. 当社の事前の承諾なく、当社の指定と異なるアドレスに暗号資産を預入又は送付した場合又は当社が取扱を行っていない法定通貨、暗号資産、トークンその他いかなる形態のもの（以下、「サービス対象外の通貨等」といいます。）を本アカウントに送付又は預入を行った場合の責任は利用者が負うものとします。当社は、当社の指定と異なるアドレスに預入又は送付された暗号資産及び本アカウントへ送付又は預入れられた本サービス対象外の通貨等を返還又は補償する義務を負わず、返還に応じる場合であっても、返還にあたって生じる費用等を徴収することができるものとします。また、送付、預入、返還その他の過程において、当社の指定と異なるアドレスに預入又は送付された暗号資産又はサービス対象外の通貨等に係る資産が失われるリスクがあります。これらにより利用者に生じ

## 第 10 条（金銭の入金及び出金並びに仮想通貨の預入及び引出）

1. 利用者の本アカウントへの金銭の入金は、利用者があらかじめ当社に届け出た銀行その他の預金等取扱金融機関から当社名義の利用者金銭管理用の預金口座（以下「区分管理預金口座」といいます。）への円貨による振込により行うものとします。

2. 事由の如何を問わず、金銭又は仮想通貨の入金は、利用者の振込その他の手続の完了時点ではなく、当社がその金銭又は仮想通貨を確認の上、受入れた時点をもって入金されたものとします。

3. 利用者が当社区分管理預金口座に対して行った送金の着金を当社が確認した後は、入金内容の訂正及び取消はできないものとします。

（略）

6. 利用者の当社への仮想通貨の送付による本アカウントへの預入は、当社指定のアドレスに対して仮想通貨を送付することにより行うものとします。

7. 当社の事前の承諾なく、当社の指定と異なるアドレスに仮想通貨を預入又は送付した場合又は当社が取扱を行っていない法定通貨、仮想通貨、トークンその他いかなる形態のもの（以下、「サービス対象外の通貨等」といいます。）を本アカウントに送付又は預入を行った場合の責任は利用者が負うものとします。当社は、当社の指定と異なるアドレスに預入又は送付された仮想通貨及び本アカウントへ送付又は預入れられた本サービス対象外の通貨等を返還又は補償する義務を負わず、返還に応じる場合であっても、返還にあたって生じる費用等を徴収することができるものとします。また、送付、預入、返還その他の過程において、当社の指定と異なるアドレスに預入又は送付された仮想通貨又はサービス対象外の通貨等に係る資産が失われるリスクがあります。これらにより利用者に生じ

た損害について当社は責任を負いません。

8. 利用者の本アカウントからの暗号資産の引出は、利用者が暗号資産の送付先のアドレスを指定し、当該アドレス及び引き出す暗号資産の数量を当社に通知する方法によって行うものとします。

9. 当社からの暗号資産の引出については、利用者のなされた前項の指示が、当社所定の方法に則り、かつ当社所定の時限までに当社に到達した場合に限り、当社からの暗号資産の送付が行われるものとします。

10. 利用者が第8項に定める暗号資産の引出の指示を行い、当社がそれを確認した後は、事由の如何を問わず、利用者は当該引出の訂正及び取消はできないものとします。

11. 当社は、第8項に従い利用者が指定された暗号資産の送付先のアドレスに指定の数量の暗号資産の送付を実行した場合、指定した暗号資産のアドレスの誤り、当該暗号資産のブロックチェーンの不具合その他如何なる事由にかかわらず、利用者の暗号資産の不受領、受領遅延その他に起因する一切の責任を負いません。

12. 前項にかかわらず、ハッキング・その他の方法による当社資産又は預り資産の盗難等により、特定の暗号資産による返還が困難と認められる場合には、当社は、当社が定めるレートにより換算した金銭又は他の暗号資産で返還することができるものとします。

た損害について当社は責任を負いません。

8. 利用者の本アカウントからの仮想通貨の引出は、利用者が仮想通貨の送付先のアドレスを指定し、当該アドレス及び引き出す仮想通貨の数量を当社に通知する方法によって行うものとします。

9. 当社からの仮想通貨の引出については、利用者のなされた前項の指示が、当社所定の方法に則り、かつ当社所定の時限までに当社に到達した場合に限り、当社からの仮想通貨の送付が行われるものとします。

10. 利用者が第8項に定める仮想通貨の引出の指示を行い、当社がそれを確認した後は、事由の如何を問わず、利用者は当該引出の訂正及び取消はできないものとします。

11. 当社は、第8項に従い利用者が指定された仮想通貨の送付先のアドレスに指定の数量の仮想通貨の送付を実行した場合、指定した仮想通貨のアドレスの誤り、当該仮想通貨のブロックチェーンの不具合その他如何なる事由にかかわらず、利用者の仮想通貨の不受領、受領遅延その他に起因する一切の責任を負いません。

12. 前項にかかわらず、ハッキング・その他の方法による当社資産又は預り資産の盗難等により、特定の仮想通貨による返還が困難と認められる場合には、当社は、当社が定めるレートにより換算した金銭又は他の仮想通貨で返還することができるものとします。

13. 前各項に従って当社が本アカウントについて暗号資産の受入又は送信を行った場合であっても、ブロックチェーンで当該暗号資産の受入又は送信に係る取引がキャンセルされた場合、当社は、かかる受入又は送信を取り消すことができるものとし、ます。

#### 第 11 条（金銭及び暗号資産の分別管理）

1. 当社は、利用者財産である金銭（以下、「預り金」といいます。）について、信託会社と信託契約を締結し、金銭信託による区分管理を行います。区分管理する信託設定された預り金（以下、「利用者区分管理信託」といいます。）に係る信託財産と自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとし、ます。

(1) 当社は原則として、利用者区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理しません。ただし、利用者区分管理信託に係る信託財産の残高が利用者区分管理必要額（利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額の合計額をいいます。）に不足する事態を防止するために必要な金額その他信託事務の処理に必要な費用を定め、当該必要額を限度に利用者区分管理信託に係る信託財産に自己の金銭を混蔵して管理することがあります。

(2) 当社は、利用者区分管理信託に係る信託財産の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

①信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額について、毎営業日に照合を行うこと。また、受託者から送付される信託財産報告書等との定期的な照合を行うこと。

13. 前各項に従って当社が本アカウントについて仮想通貨の受入又は送信を行った場合であっても、ブロックチェーンで当該仮想通貨の受入又は送信に係る取引がキャンセルされた場合、当社は、かかる受入又は送信を取り消すことができるものとし、ます。

#### 第 11 条（金銭及び仮想通貨の分別管理）

1. 当社は、利用者の預り金を区分管理する口座（「区分管理預金口座」といいます。）と自己の金銭を管理する他の預金口座を区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとし、ます。

(1) 当社は原則として、区分管理預金口座に自己の金銭を混蔵して管理しません。ただし、区分管理預金口座の残高が利用者区分管理必要額（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額の合計額をいいます。）に不足する事態を防止するために必要な金額（以下「預り金保全額」といいます。）を定め、預り金保全額を限度に区分管理預金口座で自己の金銭を混蔵して管理することがあります。

(2) 当社は、区分管理預金口座の残高と利用者区分管理必要額を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

①区分管理預金口座の残高と総勘定元帳上の預金残高について、毎営業日に照合し、かつ、銀行から送付される残高証明書との定期的な照合を行うこと。

②信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

③信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額を比較し、不足額がある場合には、原則として、不足額が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭が追加信託されていることを確認すること。

2. 当社は、利用者財産である暗号資産（以下、「預り暗号資産」といいます。）及び履行保証暗号資産（以下、「分別管理対象暗号資産」といいます。）を管理するウォレット（以下、「区分管理ウォレット」といいます。）と自己の暗号資産（履行保証暗号資産を除きます。以下同じ。）を管理するウォレットを区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

(1) 当社は原則として、区分管理ウォレットに自己の暗号資産を混蔵して管理しません。ただし、区分管理ウォレットの残高が利用者区分管理必要量（利用者から預託を受けた暗号資産を当該利用者ごとに算定した数量の合計量をいいます。）に不足する事態を防止するために必要な量（以下、「必要保全量」といいます。）を定め、当該必要保全量と同等の量を限度に区分管理ウォレットで自己の暗号資産を混蔵して管理することがあります。なお、利用者ごとの保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理します。

(2) 当社は、区分管理ウォレットの残高と利用者区分管理必要量を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

①区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗号資産の  
有高と分別管理対象暗号資産の残高データの合計量について、毎営業日に一定の  
頻度で照合を行うこと。

②区分管理預金口座の残高と総勘定元帳上の預金残高が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

③区分管理預金口座の残高と利用者区分管理必要額を比較し、不足額がある場合には、原則として、当該営業日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する金銭が口座に入金されていることを確認すること。

2. 当社は、利用者の仮想通貨を区分管理するウォレット（以下、「区分管理ウォレット」という。）と自己の仮想通貨を管理するウォレットを区分の上、以下に掲げる方法により管理するものとします。

(1) 当社は原則として、区分管理ウォレットに自己の仮想通貨を混蔵して管理しません。ただし、区分管理ウォレットの残高が利用者区分管理必要量（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨を当該利用者ごとに算定した数量の合計量をいいます。）に不足する事態を防止するために必要な量（以下、「預り仮想通貨保全量」といいます。）を定め、預り仮想通貨保全量を限度に区分管理ウォレットで自己の仮想通貨を混蔵して管理することがあります。なお、利用者ごとの仮想通貨保有量が帳簿により直ちに判別できる状態で管理します。

(2) 当社は、区分管理ウォレットの残高と利用者区分管理必要量を適切に照合するものとし、照合に際しては、次に掲げる事項を遵守します。

①区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量について、毎営業日に一定の頻度で照合を行うこと。

②区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗号資産の有高と分別管理対象暗号資産の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

③区分管理ウォレットに属するブロックチェーン等のネットワーク上の分別管理対象暗号資産の有高と分別管理対象暗号資産の残高データの合計量を比較し、不足額がある場合には、その翌日から起算して5営業日以内に、その不足が解消されていることを確認すること。

3. 当社は、分別管理対象暗号資産の管理を第三者に委託する場合は、利用者から同意を得るものとします。

(略)

#### 第14条（受領情報の提供方法）

利用者は、本サービスに関して、法令等に基づいて当社が利用者に対し提供すべき情報（暗号資産交換業者に関する内閣府令第22条各項に定める事項を含みますが、これらに限られません。）を、法令に反しない範囲で、紙媒体による書面の交付に代えて、次に掲げるいずれかの方法により提供することに承諾するものとします。

(略)

#### 第16条（禁止行為）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暗号資産関連取引のため又は暗号資産（暗号資産の指数を含む。以下、本項

②区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量が合致しない場合には、その原因を分析（利用者からの苦情内容の確認等を含む。）すること。

③区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の仮想通貨の有高と預り仮想通貨の残高データの合計量を比較し、不足額がある場合には、その翌営業日から起算して5営業日以内に、その不足が解消されていることを確認すること。

3. 当社は、預り仮想通貨の管理を第三者に委託する場合は、利用者から同意を得るものとします。

(略)

#### 第14条（受領情報の提供方法）

利用者は、本サービスに関して、法令等に基づいて当社が利用者に対し提供すべき情報（仮想通貨交換業者に関する内閣府令第17条各項に定める事項を含みますが、これらに限られません。）を、法令に反しない範囲で、紙媒体による書面の交付に代えて、次に掲げるいずれかの方法により提供することに承諾するものとします。

(略)

#### 第16条（禁止行為）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 仮想通貨関連取引のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本項

<p>において同じ。) の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為 (略)</p> <p>(2) <u>暗号資産</u>の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引</p> <p>①<u>暗号資産</u>関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない偽装の取引</p> <p>②<u>暗号資産</u>関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引</p> <p>③他人を<u>暗号資産</u>関連取引に誘引する目的で、当該<u>暗号資産</u>関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる<u>暗号資産</u>関連取引に係る現実の取引</p> <p>④他人を<u>暗号資産</u>関連取引に誘引する目的で、<u>暗号資産</u>の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引</p> <p>⑤<u>暗号資産</u>の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の<u>暗号資産</u>関連取引に係る取引</p> <p>(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為 (略)</p> <p>②<u>暗号資産</u>の取引履歴の分析を困難にさせる目的をもって行う、ミキシング取引やタンブラー取引を経由する当社取引口座への入出金 (略)</p> <p>(5) <u>情報取得者</u>が<u>暗号資産</u>関係情報を知って行う当該<u>暗号資産</u>関係情報に係る<u>暗号資産</u>関連取引</p>	<p>において同じ。) の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為 (略)</p> <p>(2) <u>仮想通貨</u>の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引</p> <p>①<u>仮想通貨</u>関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない偽装の取引</p> <p>②<u>仮想通貨</u>関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引</p> <p>③他人を<u>仮想通貨</u>関連取引に誘引する目的で、当該<u>仮想通貨</u>関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる<u>仮想通貨</u>関連取引に係る現実の取引</p> <p>④他人を<u>仮想通貨</u>関連取引に誘引する目的で、<u>仮想通貨</u>の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引</p> <p>⑤<u>仮想通貨</u>の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の<u>仮想通貨</u>関連取引に係る取引</p> <p>(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為 (略)</p> <p>②<u>仮想通貨</u>の取引履歴の分析を困難にさせる目的をもって行う、ミキシング取引やタンブラー取引を経由する当社取引口座への入出金 (略)</p> <p>(5) <u>内部者</u>が<u>仮想通貨</u>関係情報をその者の<u>内部者</u>としての地位に関して知って行う当該<u>仮想通貨</u>関係情報に係る<u>仮想通貨</u>関連取引</p>
---	---

(略)

(12) 暗号資産の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為

(略)

(25) 事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、本サービス又は本サービスの利用等により得た情報等を利用する等して、第三者へ本サービス (暗号資産 売買取引や暗号資産の移転若しくは決済又は価格情報等の配信を含むがそれに限らない) と同一若しくは類似のサービスを自ら提供し (本サービスを利用して第三者の注文を取次ぎ、又は第三者のために本サービスを利用して取引を行うことを含みます。)、若しくは本サービスを第三者へサービスや物品等を提供する等の商用目的で利用し (自ら又は第三者が販売又は発行する暗号資産又はトークンの販売・払込代金として、不特定多数の第三者から暗号資産を受け取る行為を含みます。)、又は子会社その他の自己の支配下にある第三者にそれらを行わせる行為

(略)

(27) 本サービスの利用とは関係がないと思われる入出金又は短時間での注文を繰り返す行為、又は短時間に連続して同一の受取人に対する暗号資産の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不適當又は不審と当社が判断する行為

(28) 本サービスの利用について利用者に損失が生じることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には、当社又は第三者がその全部または一部を補填し、又は補足するため当該利用者又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該利用者又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束をすることを要求し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束をすることを要求する行為

(29) 当社又は第三者が当該取引について生じた利用者の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた利用者の利益に追加するため当該利用者

(略)

(12) 仮想通貨の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為

(略)

(25) 事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、本サービス又は本サービスの利用等により得た情報等を利用する等して、第三者へ本サービス (仮想通貨 売買取引や仮想通貨の移転若しくは決済又は価格情報等の配信を含むがそれに限らない) と同一若しくは類似のサービスを自ら提供し (本サービスを利用して第三者の注文を取次ぎ、又は第三者のために本サービスを利用して取引を行うことを含みます。)、若しくは本サービスを第三者へサービスや物品等を提供する等の商用目的で利用し (自ら又は第三者が販売又は発行する仮想通貨又はトークンの販売・払込代金として、不特定多数の第三者から仮想通貨を受け取る行為を含みます。)、又は子会社その他の自己の支配下にある第三者にそれらを行わせる行為

(略)

(27) 本サービスの利用とは関係がないと思われる入出金又は短時間での注文を繰り返す行為、又は短時間に連続して同一の受取人に対する仮想通貨の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不適當又は不審と当社が判断する行為

(新設)

(新設)

又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該利用者又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束を要求し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束を要求する行為

(30) 本サービスの利用について生じた利用者の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた利用者の利益に追加するため、当該利用者又は第三者に対し、財産上の利益を要求し、又は第三者に要求させる行為

(31) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、本サービスにおける利用者が前項各号のいずれかに該当し、又は該当する恐れがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、利用者に事前に通知することなく、当該利用者が送信した情報の全部若しくは一部の削除、当該利用者のアカウントの削除若しくは停止、又は、第9条第4項に定める処理のほか、当該利用者の保有する金銭又は暗号資産等の没収等の措置を取ることができるものとします。その際、当社は利用者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。当社は、本項に基づき、当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について責任を負いません。

(略)

#### 第17条 (免責事項)

1. 当社は、暗号資産の取引並びに暗号資産自体の価値、機能、安定性、使用先及び用途につき、いかなる保証及びいかなる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負いません。さらに、利用者が当社から直接又は間接に本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は利用者に対し本規約において規定されている内

(新設)

(28) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、本サービスにおける利用者が前項各号のいずれかに該当し、又は該当する恐れがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、利用者に事前に通知することなく、当該利用者が送信した情報の全部若しくは一部の削除、当該利用者のアカウントの削除若しくは停止、又は、第9条第4項に定める処理のほか、当該利用者の保有する金銭又は仮想通貨等の没収等の措置を取ることができるものとします。その際、当社は利用者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。当社は、本項に基づき、当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について責任を負いません。

(略)

#### 第17条 (免責事項)

1. 当社は、仮想通貨の取引並びに仮想通貨自体の価値、機能、安定性、使用先及び用途につき、いかなる保証及びいかなる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負いません。さらに、利用者が当社から直接又は間接に本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は利用者に対し本規約において規定されている内

容を超えていかなる保証も行うものではありません。

2. 当社は、利用者間で暗号資産を売買する場を提供するサービスを行うものであって、利用者の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、利用者の注文が成立せず、又は成立した売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、利用者に対して、一切の責任を負いません。登録ユーザーの入力誤りその他のいかなる行為、利用者、当社又は第三者の通信・システム機器等の故障、障害若しくは稼働状況、天災地変又はサイバー攻撃その他のいかなる原因により、当社がサービスの全部又は一部を停止又は制限する、利用者の注文が無効となる、意図しない約定結果となる若しくは約定しない、利用者の注文の取引執行が遅延する又は意図しない注文が執行される等の事案が発生し、これにより利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負わないこととします。また、利用者は注文の種類や市場の状況等により、利用者の意図しない取引結果となる可能性があることを予め理解し同意するものとします。取引結果により利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負いません。

(略)

7. 当社は、当社が保管・管理する利用者の金銭又は暗号資産に関して発生した損失については、それが当社の故意又は重過失（本条第5項に規定する当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、利用者の情報の削除又は消失、利用者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷を除く。）に基づいて発生したことが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

8. 当社は、暗号資産に関連する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは暗号資産に関連する消費税を含む税制の将来の制定又は変更により、利用者 に損害が発生した場合

容を超えていかなる保証も行うものではありません。

2. 当社は、利用者間で仮想通貨を売買する場を提供するサービスを行うものであって、利用者の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、利用者の注文が成立せず、又は成立した売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、利用者に対して、一切の責任を負いません。登録ユーザーの入力誤りその他のいかなる行為、利用者、当社又は第三者の通信・システム機器等の故障、障害若しくは稼働状況、天災地変又はサイバー攻撃その他のいかなる原因により、当社がサービスの全部又は一部を停止又は制限する、利用者の注文が無効となる、意図しない約定結果となる若しくは約定しない、利用者の注文の取引執行が遅延する又は意図しない注文が執行される等の事案が発生し、これにより利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負わないこととします。また、利用者は注文の種類や市場の状況等により、利用者の意図しない取引結果となる可能性があることを予め理解し同意するものとします。取引結果により利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負いません。

(略)

7. 当社は、当社が保管・管理する利用者の金銭又は仮想通貨に関して発生した損失については、それが当社の故意又は重過失（本条第5項に規定する当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、利用者の情報の削除又は消失、利用者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷を除く。）に基づいて発生したことが明らかな場合を除き、一切の責任を負いません。

8. 当社は、仮想通貨に関連する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは仮想通貨に関連する消費税を含む税制の将来の制定又は変更により、利用者 に損害が発生した場合

であっても、一切の責任を負いません。

9. 当社は、暗号資産自体の価値、安定性及び適法性について一切保証するものではなく、暗号資産の特性に基づく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、利用者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(略)

14. 当社は、暗号資産に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を負わないものとします。

(略)

## **第 20 条 (システムメンテナンス)**

当社は、下記の日程で定期的なシステムメンテナンスを行います。システムメンテナンスの間は、利用者は本サービスを利用できなくなります。

・毎週水曜日 15:00～16:00

・毎週土曜日 14:00～16:00

システムメンテナンス時間は、状況により短縮又は延長する場合があります。延長する場合は、メール又は SNS 等で通知します。

上記の日程以外に、臨時にシステムメンテナンスを行う場合があります。臨時システムメンテナンスの日程については、当社ウェブサイト等で通知します。

## **第 21 条 (本サービスの中止又は中断)**

1. 当社は、下記のいずれかの事由があるとき、利用者へ事前に通知することな

であっても、一切の責任を負いません。

9. 当社は、仮想通貨自体の価値、安定性及び適法性について一切保証するものではなく、仮想通貨の特性に基づく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、利用者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(略)

14. 当社は、仮想通貨に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を負わないものとします。

(略)

(新設)

## **第 20 条 (本サービスの中止又は中断)**

1. 当社は、下記のいずれかの事由があるとき、利用者へ事前に通知することな

く本サービスの全部あるいは一部の提供を中止、中断及び停止することがあります。それにより利用者や第三者が損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(略)

・火災、地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、政変、ストライキ、動乱、暴動、停電、法令諸規則等の変更、法定通貨又は暗号資産事情の急変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(略)

・暗号資産市場の混乱等の状況に鑑みて、当社が必要と判断した場合

(略)

#### 第 22 条 (利用者への連絡手段)

(略)

#### 第 23 条 (他サイトへのリンク)

(略)

#### 第 24 条 (本サービスの停止等)

(略)

6. 第 1 項各号のいずれかの事由に該当した場合その他登録取り消しの場合には、当社は、利用者への事前連絡や承諾を要することなく、利用者の計算かつ当社の任意のタイミングで、利用者の本アカウントにおける暗号資産の全て又は一部の残高を売却その他の方法で処分できるものとします。この場合に発生した諸費用は利用者が負担するものとします。

(略)

く本サービスの全部あるいは一部の提供を中止、中断及び停止することがあります。それにより利用者や第三者が損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(略)

火災、地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、政変、ストライキ、動乱、暴動、停電、法令諸規則等の変更、法定通貨又は仮想通貨事情の急変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(略)

・仮想通貨市場の混乱等の状況に鑑みて、当社が必要と判断した場合

(略)

#### 第 21 条 (利用者への連絡手段)

(略)

#### 第 22 条 (他サイトへのリンク)

(略)

#### 第 23 条 (本サービスの停止等)

(略)

6. 第 1 項各号のいずれかの事由に該当した場合その他登録取り消しの場合には、当社は、利用者への事前連絡や承諾を要することなく、利用者の計算かつ当社の任意のタイミングで、利用者の本アカウントにおける仮想通貨の全て又は一部の残高を売却その他の方法で処分できるものとします。この場合に発生した諸費用は利用者が負担するものとします。

(略)

9. 前3項にかかわらず、当該利用者の保有する金銭又は暗号資産等が犯罪による収益の移転又は犯罪行為に関連するものである若しくはその疑いがある場合には、当社は、当該利用者の保有する金銭又は暗号資産等の返還を拒絶し、第16条第2項に従って没収その他必要な措置を取ります。

(略)

#### 第25条 (紛争処理及び損害賠償)

(略)

#### 第26条 (秘密保持)

(略)

#### 第27条 (暗号資産の取扱いの廃止)

1. 当社は、暗号資産の取扱いを廃止する場合、利用者が指定するアドレスに当該暗号資産を送付する方法により清算します。
2. 前項の場合、廃止日を過ぎてもなお清算が完了しない利用者の暗号資産保有分については、その後5年間に限り保管し、利用者からの返還請求等に応じます。ただし、暗号資産の状態を保管し続けることが困難な合理的な理由がある場合には、当社の責任において、その他の方法をもって清算を行います。

#### 第28条 (本規約の変更又は廃止等)

(略)

#### 第29条 (連絡/通知)

9. 前3項にかかわらず、当該利用者の保有する金銭又は仮想通貨等が犯罪による収益の移転又は犯罪行為に関連するものである若しくはその疑いがある場合には、当社は、当該利用者の保有する金銭又は仮想通貨等の返還を拒絶し、第16条第2項に従って没収その他必要な措置を取ります。

(略)

#### 第24条 (紛争処理及び損害賠償)

(略)

#### 第25条 (秘密保持)

(略)

#### 第26条 (仮想通貨の取扱いの廃止)

1. 当社は、仮想通貨の取扱いを廃止する場合、利用者が指定するアドレスに当該仮想通貨を送付する方法により清算します。
2. 前項の場合、廃止日を過ぎてもなお清算が完了しない利用者の仮想通貨保有分については、その後5年間に限り保管し、利用者からの返還請求等に応じます。ただし、仮想通貨の状態を保管し続けることが困難な合理的な理由がある場合には、当社の責任において、その他の方法をもって清算を行います。

#### 第27条 (本規約の変更又は廃止等)

(略)

#### 第28条 (連絡/通知)

(略)

第 30 条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(略)

第 31 条 (分離可能性)

(略)

第 32 条 (準拠法、裁判管轄)

(略)

第 33 条 (協議)

(略)

附則

2020 年 3 月 1 日制定 施行

2020 年 5 月 1 日改定 施行

以上

(略)

第 ~~29~~ 条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(略)

第 ~~30~~ 条 (分離可能性)

(略)

第 ~~31~~ 条 (準拠法、裁判管轄)

(略)

第 ~~32~~ 条 (協議)

(略)

以上

2020 年 3 月 1 日制定